

令和4年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

随意契約の場合							
契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関) の名称	備考
令和4年度ものづくりにおけるDX、IoT体験研修運営委託事業	R4.11.18	一般社団法人日本能率協会 東京都港区芝公園3-1-22	2,720,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業技術センター	
豊中県職員宿舎屋根塗装修繕	R4.11.4	大給工務店 大阪府豊中市大黒町1丁目10番3号	2,337,269	第167条の2第1項第1号	予定価格が規則で定める額を超えない価格であるため (工事又は製造の請負250万円以下)	大阪事務所	見積り合わせを実施
令和4年度離職者等再就職訓練(パソコン・経理資格取得コース(江津))業務委託	R4.11.2	邑智地域能力開発振興協会 邑智郡川本町川本265-3	4,290,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	西部高等技術校	単価契約
令和4年度離職者等再就職訓練(パソコン資格取得コース(浜田))業務委託	R4.11.11	株式会社ソコシステムズ 島根県益田市三宅町1-19	4,290,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	西部高等技術校	単価契約
ご縁も、美肌も、しまねから。しまね旅キャンペーン」広告掲載業務	R4.11.7	株式会社山陰中央新報社 島根県松江市殿町383番地	2,761,000	第167条の2第1項第2号	同社は「ご縁も、美肌も、しまねから。しまね旅キャンペーン」に加えて、県の独自施策として実施するキャンペーンの広報のため、WEBページ制作業務との連動が必要であること、また、同キャンペーンのメインターゲットが県民のため、山陰での新聞購読者数が同社が一番多い事業者であること、以上の点より、円滑かつ確実な業務の執行にあたっては、同社が最も適切である。	観光振興課	変更契約 R4.11.25 2,244,000円
島根県外IT人材の「IT WORKS@島根」への登録促進事業	R4.11.10	ウオンテッドリー株式会社 東京都港区白金台5丁目12番7号	6,979,500	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業振興課	
島根県即戦力IT人材確保強化業務	R4.11.30	株式会社 日経BP アド・パートナーズ 東京都港区虎ノ門4-3-12	12,947,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業振興課	
「ご縁も、美肌も、しまねから。しまね旅キャンペーン(休日クーポン関係)業務	R4.11.30	「令和4年度 ご縁も、美肌も、しまねから。割引キャンペーン」企画提案共同企業体 松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階	2,725,850	第167条の2第1項第2号	全国旅行支援(ご縁も、美肌も、しまねから。しまね旅キャンペーン)のしまねっクーポンの精算・換金等は、事務局である本事業者しか実施できないため。	観光振興課	当初契約 R4.11.30 2,725,850円 変更契約 R5.1.30 3,120,315円
健康博覧会2023における島根県出展ゾーン設営業務委託	R4.11.30	株式会社フジヤ広島支店 広島県広島市中区基町13-13広島基町NSビル8階	1,925,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業技術センター	当初契約 R4.11.30 1,925,000円 変更契約 R5. 2. 7 2,090,000円
令和4年度離職者等再就職訓練(情報ビジネス科②)業務委託	R4.11.28	職業訓練法人 安来地域能力開発振興協会 安来市今津町532-3	3,465,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和4年度離職者等再就職訓練(ビジネス活用PC科)業務委託	R4.11.29	株式会社 島根人材育成 出雲市江田町290 GS会館2F	3,465,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和4年度離職者等再就職訓練(PC基礎・経理事務科)業務委託	R4.11.28	職業訓練法人 島根中央能力開発振興協会 大田市大田町大田イ309-2	4,004,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
米国ハワイ販路開拓業務委託	R4.11.8	独立行政法人日本貿易振興機構 松江市殿町8-3島根県市町村振興センター5階	3,999,879	第167条の2第1項第2号	業務遂行にあたっては県内食品製造業及び輸出状況に精通し、かつ現地事務所を通じて現地での一連の調整を効率的に行うことができる。また、商社等では対応できない複数の商流を紹介することが可能であるため。	ブランド推進課	
「島根県の温泉と肌に関する調査研究業務」及び「WEB等による業務1の成果に関する情報発信業務」	R4.11.1	株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 東京都中央区銀座1丁目7-7 ポーラ銀座ビル	5,000,000	第167条の2第1項第2号	温泉の泉質ごとの肌への効果は、科学的に裏付けさせる必要がある中で、契約相手方は、化粧品研究で確立してきた肌分析技術を応用し、温泉水を角層細胞と皮脂に対する作用を調査分析することが可能であり、当該技術による評価法及び評価法に関する成果を唯一有していることから当該事業の実施が可能で唯一の事業者であるため随意契約とした。	観光振興課	